

# 日本農業新聞

## 節税への近道

15

持続的経営のために

青色申告はメリットがめじろ押し  
の制度である。しかし、煩雑に感じられる手間や変化に対するストレスをてんびんにか  
け、なかなか踏み出せない納税者は少なくない。実は、所得が300万円を超える場合には、白色申告者でも日々の取引を記帳する義務がある。そのため、ある程度の所得がある方の場合、悩むまでもなく青色申告に切り替えた方が有利と考えてい

い。  
青色申告制度は、信頼性の高い記帳をし、その帳簿に基づいた正確な申告をする者に対して、さまざまな特典を用意するといった趣旨の制度である。ただし、10種類ある所得の内、青色申告をすることができるのは

### 青色申告の届け出

- 所得税の青色申告承認申請書  
(その年の3月15日までに提出する)

### 専従者給与の届け出

- 青色事業専従者給与に関する届出書
- 給与支払事務所等の開設届出書
- 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(※)

「青色事業専従者給与」を適用する場合に必要な

(※) 源泉所得税を年2回(7月、1月)にまとめて納付する場合に必要なとなる

### 青色申告の特典

## 特別控除 最高65万円

不動産所得、事業所得、山林所得のある者に限られる。

青色申告をすることによるシ  
ンプルなメリットは、税金が安くなるということだ。青色申告をする人は、もれなく「青色申告特別控除」を受けられることができる。前回、説明した「複式簿記」に従って記帳し、貸借対照表、損益計算書を添付した場合  
には所得から最高65万円の控除が受けられる。それ以外の青色申告者についても、最高10万円の控除が用意されている。

また、家族に対して給料を支払っている人にはさらに税金が軽減できるチャンスがある。

「青色事業専従者給与」の適用を受ければ、一定の要件を満たした親族で、きちんとその事業に従事している人に給与を支払った場合であれば、その全額を必要経費として事業の収入から差し引くことができる。ただし、その労務の対価として相当と認められる金額がどれくらいにあたるのか、という点は常々議論される。

近年ではパソコンや会計ソフトが普及し、簡単に帳簿を作成できる環境は整っている。これを利用すれば、青色申告に切り替えることはそれほど難しくはない。信頼性のある記帳を元にした青色申告は、資金の流れを明確にするだけでなく、有効な節税手法にもなる。長期的に見れば、導入時の手間を補って余りある恩恵を得ることになるだろう。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)